

株式会社明光ネットワークジャパン独立社外取締役選任基準

【定義】

独立社外取締役とは、「一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役」をいう。

【目的】

当社は、社外取締役候補者を選任する際に、その独立性を確保するため、独立社外取締役の選任基準を規定する。

【独立社外取締役の役割と期待】

社外取締役がそれぞれの知見を踏まえ、広く社会通念・一般常識に基づき、ブランド価値・レピュテーション等の社会的評価を含めた企業価値を大化し、かつ企業不祥事等による企業価値の毀損を避けるため、内部統制を含めたガバナンスや法令遵守等経営全般のモニタリングを行い、また業務執行に関与しない範囲でアドバイスをを行うとともに、株主視点、専門的視点から意見を述べるなどし、意思決定プロセスに重要な役割を果たすことを期待する。

【総則】

当社は、独立社外取締役の選任に当たり、経営監視機能の透明性を確保するため、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める「有価証券上場規程」をはじめ、会社法、議決権行使助言機関等の独立性基準などを参考に、より厳密な「独立社外取締役の独立性基準」を制定し選任条件とする。

当社の一般株主との間に利益相反を生じるおそれのない独立社外取締役であるためには、以下の基準を充たす必要がある。

【独立社外取締役選任基準】

基準1. 自社関連

- ・当社の業務執行取締役、又は執行役員、支配人その他の使用人であってはならず、かつ、過去に一度でも当社の業務執行取締役、又は執行役員、支配人その他の使用人であった者であってはならない。

基準2. 子会社関連

- ・当社の現在の子会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人であってはならず、かつ、過去に一度でも当社の現在の子会社の業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人であった者であってはならない。

基準3. 株主関連

- ・以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社の現在の主要株主（議決権所有割合 10%以上の株主をいう。以下同じ。）の取締役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人。
- ② 最近5年間において当社の現在の主要株主の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人であった者。
- ③ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人。

基準4．取引先関連

・以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社又はその子会社を主要な取引先とする者（その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けた者。以下同じ。）、又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員若しくは支配人その他の使用人。
- ② 最近3年間において、当社又はその子会社を主要な取引先としていた者（その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社又はその子会社から受けていた者。以下同じ。）、又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員若しくは支配人その他の使用人。
- ③ 当社の主要な取引先である者（当社が、その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っている者。以下同じ。）又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員若しくは支配人その他の使用人。
- ④ 最近3年間において、当社の主要な取引先であった者（当社が、その直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを行っていた者。以下同じ。）又はその者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役員若しくは支配人その他の使用人
- ⑤ 当社又はその子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。以下同じ。）。

基準5．相互派遣

・当社又はその子会社が取締役（常勤・非常勤を問わない）を派遣している会社又はその子会社の取締役、監査役、会計参与又は執行役員であってはならない。

基準6．メインバンク関連

・以下のいずれかに該当する者であってはならない。

- ① 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその親会社若しくは子会社（以下「大口債権者等」という。）の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人。

- ② 最近5年間に於いて当社の現在の大口債権者等の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人であった者。
- ③ 代替性がない程度の依存をしているとは、当社が株主との間で利害相反の問題が生じ得る状況（債務超過ないし債務超過のおそれが存するような状況）にあるか、財務・信用格付け、自己資本比率、当該債権者への資金調達上の依存度及び借入金の返済余力等を総合的に判断する。

基準7. 主幹事証券会社関連

- ・以下のいずれかに該当する者であってはならない。
- ① 当社の主幹事証券会社において取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人。
- ② 最近5年間に於いて当社の現在の主幹事証券会社の取締役、監査役、会計参与、執行役員又は支配人その他の使用人であった者。

基準8. アドバイザー関連

- ・以下のいずれかに該当する者であってはならない。
- ① 現在当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員である者。
- ② 最近3年間に於いて、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与であった公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員、パートナー又は従業員であって当社又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）。
- ③ 上記①又は②に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社又はその子会社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者。
- ④ 上記①又は②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社又はその子会社を主要な取引先とするファーム（過去3年間の平均で、その総売上高の2%以上の支払いを当社又はその子会社から受けたファーム。以下同じ。）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者。

基準9. 近親者関連

- ・以下のいずれかに該当する者であってはならない。
- ① 当社又はその子会社の業務執行取締役又は執行役員の子親等内の親族又は同居の親族。
- ② 最近5年間に於いて当社又はその子会社の業務執行取締役又は執行役員であった者の子親等内の親族又は同居の親族。
- ③ 当社の現在の主要株主の子親等内の親族、監査役、会計参与又は執行役員の子親等内の親族又は同居の親族。

- ④ 最近5年間に於いて当社の現在の主要株主の取締役、監査役、会計参与又は執行役員であった者の二親等内の親族又は同居の親族。
- ⑤ 当社が現在主要株主である会社の取締役、監査役、会計参与又は執行役員の子親等内の親族又は同居の親族。
- ⑥ 当社若しくはその子会社を主要な取引先とする者（個人）の子親等内の親族若しくは同居の親族、又は当社若しくはその子会社を主要な取引先とする会社の業務執行取締役若しくは執行役員の子親等内の親族若しくは同居の親族。
- ⑦ 最近3年間に於いて、当社若しくはその子会社を主要な取引先としていた者（個人）の子親等内の親族若しくは同居の親族、又は当社若しくはその子会社を主要な取引先としていた会社の業務執行取締役若しくは執行役員の子親等内の親族若しくは同居の親族。
- ⑧ 当社の主要な取引先（個人）の子親等内の親族若しくは同居の親族、又は当社の主要な取引先である会社の業務執行取締役若しくは執行役員の子親等内の親族若しくは同居の親族。
- ⑨ 最近3年間に於いて、当社の主要な取引先であった者（個人）の子親等内の親族若しくは同居の親族、又は当社の主要な取引先であった会社の業務執行取締役若しくは執行役員の子親等内の親族若しくは同居の親族。
- ⑩ 当社又はその子会社から一定額（過去3年間の平均で年間1,000万円又は当該組織の年間総費用の30%のいずれか大きい額）を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者の二親等内の親族又は同居の親族。
- ⑪ 当社の現在の大口債権者等の取締役、監査役、会計参与又は執行役員の子親等内の親族又は同居の親族。
- ⑫ 最近3年間に於いて当社の現在の大口債権者等の取締役、監査役、会計参与又は執行役員であった者の二親等内の親族又は同居の親族。
- ⑬ その二親等内の親族又は同居の親族が、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員又はパートナーである者に該当する者。
その二親等内の親族又は同居の親族が、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の従業員であつて、当社又はその子会社の監査業務を現在実際に担当（但し、補助的関与は除く。）している者に該当する者。
- ⑭ その二親等内の親族又は同居の親族が、最近3年間に於いて、当社又はその子会社の会計監査人又は会計参与である公認会計士（若しくは税理士）又は監査法人（若しくは税理士法人）の社員若しくはパートナー又は従業員であつて、当該期間に於いて、当社又はその子会社の監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者に該当する者。
- ⑮ その二親等内の親族又は同居の親族が、上記8の①又は②に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであつて、役員報酬以外に、当社又はその子会

社から、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者に該当する者、又は、上記8の①又は②に該当しない法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、当社又はその子会社を主要な取引先とするファームの社員又はパートナーに該当する者。

基準 10. 包括

- ・ 仮に上記に該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立社外取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が当社の独立社外取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立社外取締役とすることができる。

基準 11. その他

- ・ 当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

【社外取締役候補者選任過程で確認を要する事項（専門性、識見等）】

「候補者の過去の職歴、経験等」

銀行等会社の重要な取引先は、当社に対して守秘義務、善管注意義務及び忠実義務を負うため、取引先ではなく当社の利益を優先しなければならない。取引先との板挟みとなるので、選任基準6「メインバンク関連」に十分な注意を要する。

「候補者の専門性」

会社経営一般にかかわる会計、経理、財務、税務、人事、労務、IT、法律などの専門分野に関する知見、会社の営業の分野に関する専門的知見などの確認を行い、構成する取締役会メンバーのポートフォリオに注意する。

「当社事業の識見」

絶対条件ではないものの、当社事業に対しての識見を有していることが好ましい。当社事業に対しての識見を有していなくとも、当社事業についてお客様からの視点との共有度を有して必要がある。

「企業の社会的責任」

企業の社会的責任についての思考性。

「国籍、人種、宗教その他の観点からの多様性」

国籍、人種、宗教等を理由として候補から外さない。

「性別」

性別は問わない。

「基礎能力」

取締役、取締役会のあり方についての基本的理解や社外取締役としての精神的独立性を有しており、様々な事業への理解力、資料や報告から事実を認定する力、問題及びリスク発見能力、応用力、説明・説得能力、取締役会等の会議において、経営者や多数の業務執行取締役等の中で、素直に疑問を呈し、議論を行い、再調査、継続審議、議案への反対等の提案を行うことが出来る精神的独立性を有していること。

【選任手続き】

1. 履歴書等による書類審査を行う。
2. 社外取締役（監査等委員である取締役を除く。）は社長、常勤取締役（監査等委員である取締役を除く。）にて構成する「選考委員会」にて面談選考を行う。また、「選考委員会」は、社外取締役に意見を求めることができる。監査等委員である社外取締役は常勤監査等委員による面談を行う。
3. 社外取締役の取締役会への報告
代表取締役より「選考委員会」による社外取締役候補者を取締役候補者とする議案を提出することを取締役会にて報告する。
4. 社外監査等委員の監査等委員会などの決議、審議
社外監査等委員においては、監査等委員会での審議と決議により代表取締役にその候補者を監査等委員候補者とする取締役会議案を提出する。
5. 独立社外取締役選任（届出書）について
独立社外取締役を複数選任する。変更が生じる日の2週間前までに独立役員届出書を東証に提出、独立社外取締役の要件を充たす社外取締役のうち、該当者全員を独立社外取締役として指定する。また、対外的に独立社外取締役として開示されることから、本人の同意及び確認手続きを実施する。

2015年8月26日取締役会にて承認
2019年8月22日取締役会にて改訂承認
2019年7月10日取締役会にて改訂承認
2022年10月31日取締役会にて改訂承認